

別紙 畑地化促進事業における要件について

1. 要望する水田における要件

「畑地化促進事業」を要望する水田は、一筆ごとに以下の要件をすべて満たす必要がある。

| | 要件 | 確認方法 |
|---|--|--|
| ① | 現況において非農地に転換された土地（又は転換されることが確実と見込まれる農地）でないこと | （協議会で確認します。） |
| ② | 畦畔等のたん水設備及び所要の用水供給設備を有すること等、水田活用の直接支払交付金の <u>交付対象水田要件（補足1）</u> を満たしていること （本地に直ちに均平することが困難な傾斜を有する農地等は、交付対象水田とは認められません。） | ・事業活用を要望する水田の写真（撮影日がわかること） ・全体、用水路、水口（取水口）、水尻（落水口）を撮影すること |
| ③ | 前年度において <u>主食用米、戦略作物又は産地交付金の交付対象となった作物（補足2）</u> が作付けされていること | （協議会で確認します。） |
| ④ | <u>おおむね団地化（補足3）</u> された畑地を形成していること （国が定める面積要件はありません。） | （協議会で確認します。） |
| ⑤ | 畑地化支援の交付後5年間は、高収益作物畑地化支援を受ける場合にあっては販売目的の高収益作物の作付け、その他畑地化支援を受ける場合にあっては販売目的の高収益作物又は一般作物の作付けを行うとともに、交付後6年目以降も、本事業の趣旨に沿った農地利用を行うこと | ・当年度以降の作付計画（作付作物）等 ・なお、今後5年間は作付確認の実施及び販売証明の提出を求める |
| ⑥ | 地域の関係機関（土地改良区、農業委員会など）と畑地化に係る意見調整を十分に行い、畑地化することについて関係機関の合意を得ること | ・合意が確認できる議事録等、客観的に確認できる資料 （合意形成中である場合は、ご相談ください。） |
| ⑦ | 交付申請に係る農地が借地の場合には、賃借人（耕作者）が土地所有者（地主）の同意を得ること | 該当があれば客観的に同意を確認できる資料 （畑地化を行い、水田活用の直接支払交 |

| | | |
|--|--|--------------------------------|
| | | 付金における交付対象水田から除外すること等に関する同意書等) |
|--|--|--------------------------------|

2. 協議会等における確認事項

協議会では1. 要望する水田における要件のほか、以下についても確認します。

- ①要望のあった水田が交付対象水田の要件（1の②）を満たしていることを、地域農業再生協議会が確認し、そのことを資料（例：写真等）により客観的に示すことができること
- ②作付意向等の調査に基づく、地域農業再生協議会ごとの水田の作付面積の合計（主食用米の作付面積、作付転換面積、畑地化面積等の合計）が、前年度のものと同整合していること
- ③水田地帯に畑地が点在するような虫食い状の畑地化が行われるなど、担い手への農地の集積・集約化に支障が生じないこと
- ④地域の円滑なブロックローテーションの実施に支障が生じないこと
- ⑤畑地化に伴う用排水量の変化等により、地域の利水や治水の面で支障が生じないこと

【補足1】 交付対象水田要件

- ・畦畔等のたん水設備を有すること（作物の生産性の向上のため一時的に畦畔を撤去している場合を除きます。）
- ・用水源及び用水源から引水を行う用水路等の所要の用水を供給しうる設備を有すること（天水のみで水稲生産が行えることを近隣水田の生産実績等で示すことができる場合を除きます。）又は土地改良区内にあっては水稲生産に要する用水を確保するための賦課金が支払われていること

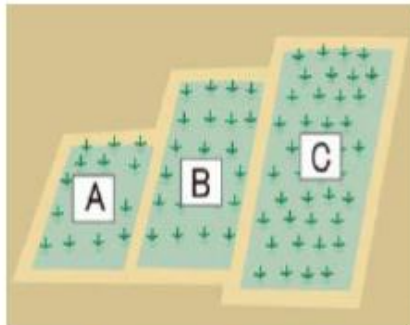

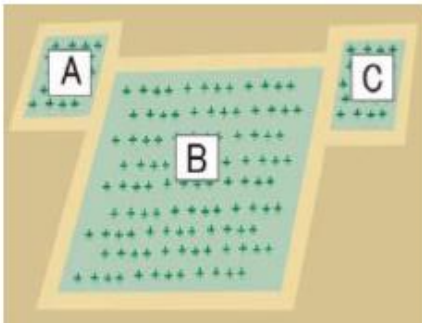
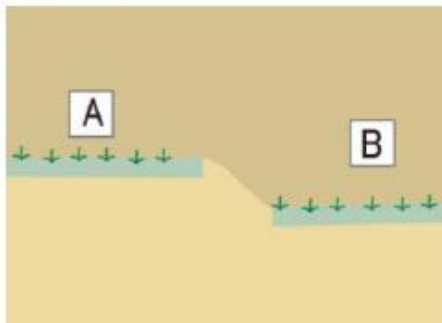
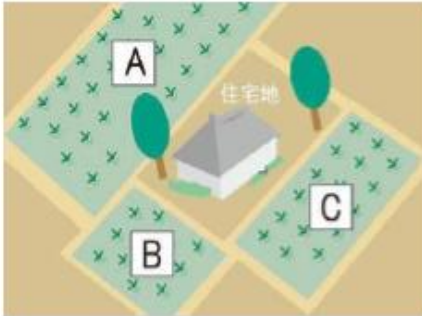
【補足2】 前年度（令和5年度）作付作物 収穫年度対象

- ・主食用米
- ・戦略作物（小麦、大豆、飼料作物、子実用とうもろこし、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米）
- ・産地交付金対象作物（そば、なたね、いちご、トマト、ミニトマト、ニンニク、ねぎ、ピーマン、スナップエンドウ、葉たばこ、えだまめ、きゅうり、そらまめ、たまねぎ、とうもろこし、なす、ばれいしょ、ブルーベリー、ブロッコリー、ほうれんそう、丸いも）

【補足3】 おおむね団地化された畑地

- ① 畦畔で接続する2筆以上の交付対象水田
- ② 農道、水路等を挟んで隣接する2筆以上の交付対象水田
- ③ 各々一隅で接続する2筆以上の交付対象水田
- ④ 段状に接続する2筆以上の交付対象水田
- ⑤ 耕作地の宅地に接続している2筆以上の交付対象水田
- ⑥ その他八戸市農業再生協議会が農作業を継続するのに適当と認めるもの

団地化の考え方の例

| | |
|---|---|
| <p>① 2筆以上の農地が畦畔で接続しているもの</p>  | <p>② 2筆以上の農地が農道又は水路等を挟んで接続しているもの</p>  |
| <p>③ 2筆以上の農地が各々一隅で接続し、農作業の継続に大きな支障のないもの</p>  | <p>④ 段上をなしている2筆以上の農地の高低の差が農作業の継続に影響しないもの</p>  |
| <p>⑤ 2筆以上の農地が当該農地の耕作者の宅地に接続しているもの</p>  | <p>⑥ 上記のほか、地域農業再生協議会が農作業を継続するのに適当と認めるもの (判断に迷う場合は農政局にご相談ください)</p> |